

一、相关新法令、新政策

● [关于对“营改增”试点纳税人综合办理的工作通知（江苏）](#)

【发布单位】江苏省国家税务局
【发布文号】苏国税发〔2012〕第161号
【发布日期】2012-11-06
【实施期间】2012-11-06至2012-12-31
【内容提要】根据该通知，江苏省税务部门对国税机关批量接收地税局“营改增”试点纳税人需调查事项实行“一次调查、综合办理”。
【备注】同时，江苏省国家税务总局还发布了[《关于做好“营改增”后续接收纳税人处置工作的通知》](#)，该通知明确了适用对象、职责分工及自行办理户办理流程等。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.jsqs.gov.cn/PublicInfo/PublicInfoDetail.aspx?ID=11363>

● [关于印发广东省先进制造业重点产业发展“十二五”规划的通知（广东）](#)

【发布单位】广东省人民政府办公厅
【发布文号】粤府办〔2012〕111号
【发布日期】2012-11-02
【实施期间】2011-2015
【内容提要】该规划提出：以装备制造、汽车、石化、船舶和钢铁五大产业领域为主体，重点发展智能制造装备、发电及输配电装备、轨道交通装备、工程装备、医疗器械、通用航空、节能环保和安全生产装备、电子电工装备、节能和新能源汽车、船舶修造、石化及化学工业、钢铁工业等12个产业。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201211/t20121108_353036.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

一、関連する新法令、新政策

● [「營業税の増値税一本化」試行納税者に対し総合的に取扱うことについての業務通知（江蘇）](#)

【発布機関】江蘇省国家稅務局
【発布番号】蘇国税発〔2012〕第161号
【発布日】2012-11-06
【施行期間】2012-11-06から2012-12-31まで
【概要】本通知によると、江蘇省稅務部門は、國稅機關が地稅局からまとめて受け取る「營業税の増値税一本化」試行納税者の調査必要事項について「一回の調査、総合的取扱い」を実施する。
【備考】また、江蘇省国家稅務總局は「『營業税の増値税一本化』後の納税者引受處理業務を貫徹することについての通知」を發布し、本通知は適用対象、職責分業および自己手続きを行う業者の手続きの流れなどを明確にしている。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.jsqs.gov.cn/PublicInfo/PublicInfoDetail.aspx?ID=11363>

● [広東省先端製造業重点産業發展「第十二次五ヶ年計画」を發布することについての通知（広東）](#)

【発布機関】広東省人民政府弁公庁
【発布番号】粵府弁〔2012〕111号
【発布日】2012-11-02
【施行期間】2011-2015
【概要】本計画によれば、設備製造、自動車、石油化学、船舶および鉄鋼の5大産業分野を主体とし、インテリジェンス製造設備、発電および電力輸送・配電設備、軌道交通設備、エンジニアリング設備、医療器械、通用航空、省エネ環境保全および安全生産設備、電子電工設備、省エネおよび新エネルギー自動車、船舶修理建造、石油化学および化学工業などの12産業を重点的に發展させると打ち出している。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201211/t20121108_353036.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● QFII 审批将加快 RQFII 试点有望扩大

中国证券监督管理委员会人员表示，目前正在修改相关法规，拟扩大 RQFII（人民币合格境外机构投资者）试点，增加投资额度，扩大参与机构范围，放宽投资比例限制等。另外，还将按照“放松管制、加强监管”的要求，增加 QFII（合格境外机构投资者）申请和投资运作便利，继续加快审批，完善监管制度。

（摘自《中国证券报》；2012 年 11 月 08 日发布）

● QFII 審査許可を加速し、RQFII 試行対象を拡大するもようである

中国証券監督管理委員會の關係者によると、現在、關係法規を改正しており、RQFII（人民元適格国外機関投資家）の試行対象を拡大し、投資枠を拡大し、参与機関の範囲を拡大し、投資比率の制限が緩和されるもようである。また、「制限は緩く、監督管理は強く」との要求に基づき、QFII（適格国外機関投資家）の申請および投資運営の利便を高め、審査許可を引き続き加速し、監督管理制度の整備が期待される。

（2012 年 11 月 8 日付の「中国証券報」より抜粋）

● 谁是《反垄断法》中的“参与集中的经营者”

“控制经营者集中”是中国现行《反垄断法》规定的一项重要制度。根据《反垄断法》以及相关配套法规、规章的规定，对符合申报标准的经营者集中实行“强制事先申报制度”。即，只要一项经营者集中达到国务院规定的申报标准¹，就应当事先向国务院反垄断执法机构（商务部反垄断局）进行申报，由反垄断执法机构进行审查并决定是否同意该项集中。

因此，在实施上述制度的实务操作中，经营者首先需要解决的问题是——交易是否符合申报标准、是否需要申报？通常，回答这一问题，需要对以下三方面进行分析、确认：

- 第一、该项交易是否构成《反垄断法》规定的“经营者集中”？
- 第二、谁是“参与集中的经营者”？
- 第三、参与集中的经营者是否达到规定的营业额标准？

对于上述第一、第三两个问题，《反垄断法》及其相关配套法规、规章都有相对明确的规定，唯有第二个问题目前法律上并未有具体的规定和解释。但是，上述三个问题在逻辑上具有其必然的先后顺序，界定谁是“参与集中的经营者”成为判断一项交易是否符合申报标准、是否需要申报的必要环节，这一环节对是否需要启动经营者集中申报 / 审查程序具有重要意义。

下文，将根据律师在代理申报经营者集中审查的实务操作经验以及律师与商务部反垄断局进行沟通了解的信息，并结合《反垄断法》的相关理论，探讨界定“参与集中的经营者”的方法和规律。

● 誰が「独占禁止法」における「集中に参加する事業者」に該当するか

「事業者集中を制限する」ことは、中国現行の「独占禁止法」上の一つの重要な制度である。「独占禁止法」およびその関連法規、規則の規定に基づき、申告基準に適合する事業者集中について、「強行的事前申告制度」を実施する。即ち、ある事業者集中が國務院が定める申告基準¹に達している場合、事前に國務院独占禁止法令執行機關（商務部独占禁止局）に申告しなければならず、独占禁止法令執行機關が審査を行い、且つ当該集中を認めるかどうかを決定する。

従って、上記の制度の實務取扱いにおいて、事業者が先ず解決しなければならない課題は、「取引が申告基準に適合するかどうか、申告する必要があるかどうか」ということである。通常、当該問題を解明するために、以下の三つの方面について分析し、確認を行わなければならない。

- 問題一、当該取引が「独占禁止法」に定める「事業者集中」を構成するかどうか。
- 問題二、誰が「集中に参加する事業者」に該当するのか。
- 問題三、集中に参加する事業者が定められた売上高基準に達するかどうか。

上記の問題一、問題三については、「独占禁止法」およびその関連法規、規則において、かなり明確な規定がある。問題二については、現在、法律上具体的な規定および解釈はまだ存在していない。しかしながら、上記の三つの問題は、ロジック上において必然的な前後の順番があり、誰が「集中に参加する事業者」であるかを判明することは、一つの取引が申告基準に適合するかどうか、申告する必要があるかどうかを判断するための必要なステップとなる。このステップは、事業者集中申告 / 審査手続を開始する必要があるかどうかの判断にとっては、重要な意味がある。

下文では、筆者は事業者集中審査の代理申告を取り扱ってきた経験および商務部独占禁止局との確認を通じて把握した情報に基づき、且つ「独占禁止法」の関

¹ 2008 年 08 月 03 日国务院令 529 号 [《关于经营者集中申报标准的规定》](#)。

¹ 2008 年 8 月 3 日国务院令 529 号 [「事業者集中申告基準に関する規定」](#)。

一、界定“参与集中的经营者”的基本方法和注意要点

界定“参与集中的经营者”的基本方法是：

1. 首先，应当判断一项交易是否符合《反垄断法》第二十条规定的三类“经营者集中”情形。
2. 其次，如果符合法律规定的经营者集中情形，则应根据该项集中交易最终可能导致的结果，分析在该项集中交易过程中相关经营者（包括目标公司）之间控制权的变化情况，据此判断哪些经营者的市场力量发生了联合。

“经营者集中”的本质是，原来互相独立的经营者通过集中交易达到将各方原有的市场力量进行联合的目的。因此，在一项集中交易中，只有发生市场力量联合的经营者才是参与集中的经营者。结合《反垄断法》第二十条规定的三类“经营者集中”情形，我们认为，市场力量联合的经营者，具体体现为以下三类：

- 参与合并的经营者；
- 取得控制权的经营者以及被控制的经营者；
- 共同取得同一目标公司控制权的经营者。

在界定过程中，需要注意以下三方面的问题：

第一、“市场力量的联合”具体的表现形式是“经营者取得对其他经营者的控制权或施加决定性影响”。

中国现行《反垄断法》对于“控制或施加决定性影响”的概念并不明确，实务操作中不易掌握。实践操作中，通常认为：拥有50%以上有表决权股份或者资产即为取得控制或决定性影响（通常称为“绝对控股”）。但这一观点并未在法律上予以确定。现实中，有的情况下，经营者持有的股权或资产即便没有达到50%，但如果其持股比例大于其他任意一个股东、或者通过公司章程规定该股东拥有一票否决权等形式，也可以达到“控制或施加决定性影响”的状态。因此，“控制或施加决定性影响”这一问题在实践中仍然非常模糊。为解决这一问题，商务部曾经制订《经营者集中申报暂行办法（征求意见稿）》，其中规定：“《反垄断法》第二十条第二、三款所称‘取得对其他经营者的控制权’包括：

（一）取得其他经营者50%以上有表决权的股份或资产；

（二）虽未取得其他经营者50%以上有表决权的股份或资产，但通过取得股权或资产以及通过合同等方式，能够决定其他经营者一名及以上董事会成员和核心管理人员的任命、财务预算、经营销售、价格制定、重大投资或其他重要的管理和经营决策等。

两个或两个以上经营者共同设立一个新的企业，构成《反垄断法》第二十条所称的经营者集中。”

連する理論を踏まえ、「集中に参加する事業者」に該当するかどうかを判断する方法とルールを検討する。

一、「集中に参加する事業者」に該当するかどうかを判断する基本方法および留意点

「集中に参加する事業者」に該当するかどうかを判断する基本方法は、以下の通りである。

1. まず、当該取引が「独占禁止法」第二十条に定める三つの「事業者集中」の状況に適合するかどうかを判断しなければならない。
2. 次に、法律に定める事業者集中の状況に適合する場合、当該集中取引により発生する可能性のある結果に基づき、当該集中取引の過程において関連する事業者（対象会社を含む）間の支配権の変動状況を分析し、その分析結果を踏まえて、どの事業者の市場影響力に結合が生じたかを判断しなければならない。

「事業者集中」の本質は、互いに独立した事業者が集中取引を通じて、それぞれが有していた市場影響力を結合させるという目的を実現させることである。従って、一つの集中取引において、市場影響力の結合が発生した事業者のみが集中に参加する事業者に該当する。「独占禁止法」第二十条に定める三つの「事業者集中」の状況と合わせて、筆者の認識では、市場影響力が結合した事業者は、具体的に以下の三種類がある。

- 合併に参加する事業者。
- 支配権を取得する事業者および支配される事業者。
- 共同で同一の対象会社に対する支配権を取得する事業者。

判断する過程において、以下の三つの方面の問題に留意しなければならない。

一、「市場影響力の結合」の具体的な表現としては、「事業者がその他の事業者に対する支配権を取得しまたはその他の事業者に対する決定的な影響を与えること」である。

中国現行の「独占禁止法」において、「支配権を取得しまたは決定的な影響を与えること」に関する定義付けは明確ではなく、実務取扱において容易に把握できない。実務取扱において、通常、議決権付株式または資産の50%以上を取得した場合、支配権または決定的な影響力（通常、「絶対的な株式支配」という）を取得したとみなす。但し、当該見解は、法律上確定されていない。実際、場合によっては、事業者が保有する持分または資産が50%に達していない場合においても、その持分比率がその他のいずれか一つの株主を上回った場合、または会社の定款において当該株主には1票否决権がある旨を定めるなどの形を通じて、「支配権を取得しまたは決定的な影響を与える」という状態になることも可能である。従って、「支配権を取得しまたは決定的な影響を与える」という概念は、実践において依然として非常に曖昧である。この問題を解決するためには、商务部が「事業者集中申告暫定弁法（意見募集稿）」を作成し、当該弁法には、以下の通り規定している。

该规定细化了“控制或施加决定性影响”的含义，使《反垄断法》的相关规定具备了可操作性，但遗憾的是，在商务部最终正式出台的《经营者集中申报办法》却删除了上述规定，导致对于何为“控制或施加决定性影响”具体界定标准不明确。尽管如此，我们认为，上述标准在判断谁是“参与集中的经营者”时，仍具有一定的借鉴意义，在目前没有具体法律法规出台予以明确之前，可以参考上述标准来界定“控制或施加决定性影响”的情形。

第二、并非所有“参与交易的经营者”都是“参与集中的经营者”，因此，有必要区分“参与集中的经营者”与“参与交易的经营者”：

- “参与集中的经营者”通常是指在集中实施之前没有控制关系，因实施集中而导致相互具有控制关系的经营者。
- “参与交易的经营者”通常是指，为集中之目的而参与交易的买方、卖方以及目标公司等经营者。

通常，一项经营者集中既表现为反垄断法意义上的“市场力量的联合”，同时也表现为民商法、合同法意义上的一项“交易”。因此，有的情况下“参与集中的经营者”与“参与交易的经营者”身份是重合的，但这并不绝对。因此，在界定谁是参与集中的经营者时，应当通过分析具体的交易情形，重点考察在交易过程中“控制权”的变化以及市场力量的联合情况，以此将“市场力量联合的相关主体”确定为“参与集中的经营者”，而对于虽参与了交易、但事实上其退出了相关市场或者其市场力量并未和其他经营者进行联合，这类经营者只是交易的参与者，而不是参与集中的经营者。

第三、在同一项经营者集中交易中，具有关联关系的公司集团内只能有一个参与集中的经营者。因为集中的本质是原本相互独立的经营者之间的联合，而同一公司集团中的不同经营者不是相互独立的经营者。

「独占禁止法」第二十条第二、三項にいう「その他の事業者に対する支配権を取得すること」には以下の状況が含まれる。

(一)その他の事業者の議決権付株式または資産の50%以上を取得する。

(二)その他の事業者の議決権付株式または資産の50%以上を取得していないが、持分または資産の取得および契約などの方式により、その他の事業者の1名以上の董事会の構成員および主要管理人員の任命、財務予算、経営販売、価格の決定、重大な投資またはその他の重要な管理および経営の戦略などを決定できる。

二つまたは二つ以上の事業者が共同で一つの新しい企業を設立することは、「独占禁止法」の第20条にいう事業者集中を構成する。

当該規定は、「支配権を取得または決定的な影響を与える」の意味を明確にし、「独占禁止法」の関連規定が実行可能性を具備するようにした。残念ながら、商务部が正式に公布した「事業者集中申告弁法」においては、上記の規定が削除されたため、「支配権を取得または決定的な影響を与えること」に対する具体的な判断基準が明確ではなくなってしまった。しかしながら、筆者の認識では、上記の基準は、誰が「集中に参加する事業者」であるかを判断する際に、依然として一定の参考価値があると思われる。現段階において、具体的な法律法規が公布されることによって、それが明確になるまでは、上記の基準を参考にし、「支配権を取得または決定的な影響を与える」状況を判断することができる。

二、必ずしも全ての「取引に参加する事業者」は「集中に参加する事業者」であるとは限らないため、「集中に参加する事業者」と「取引に参加する事業者」を区別する必要がある。

- 「集中に参加する事業者」とは、通常、集中を実施するまで支配関係がなく、集中の実施により互いに支配関係があるようになった事業者をいう。
- 「取引に参加する事業者」とは、通常、集中を目的として取引に参加した買取側、売却側および対象会社などの事業者をいう。

通常、一つの事業者集中は、独占禁止法上の「市場影響力の結合」として現れ、同時に、民商法、契約法上の一つの「取引」としても現れてくる。よって、場合によっては、「集中に参加する事業者」と「取引に参加する事業者」が同一のものであることもある。但し、これは絶対的なことではない。従って、誰が集中に参加する事業者であることを判断する際に、具体的な取引の状況を分析し、取引過程における「支配権」の変更および市場影響力の結合状況を重点的に検討することを通じて、「市場影響力の結合のかかる主体」を「集中に参加する事業者」として確定するものとする。一方、取引に参加したが、事実上かかる市場から撤退し、またはその市場影響力がその他の事業者と結合していない事業者については、取引の参与者に過ぎず、集中に参加する事業者を構成していない。

三、同一の事業者集中取引において、関連会社間

係のあるグループ会社間に、集中に参加する事業者は一つしかありえない。その理由としては、集中の本質は、従来互いに独立した事業者同士の結合であるが、同一のグループ内の異なる事業者は、互いに独立した事業者ではないためである。

二、实例分析

结合《反垄断法》第二十条规定²，以及前述的界定方法和原则，我们举例说明在实务操作中如何界定“参与集中的经营者”：

集中的情形	经营者合并	
	吸收合并 (A 公司的子公司 A1 吸收合并 B 公司的子公司 B1)	新设合并 (A 公司的子公司 A1 与 B 公司的子公司 B1 新设合并为 C 公司)
参与交易的经营者	A 公司 B 公司	
交易完成后控制权变化	A 公司单独控制 A1 公司。	A 和 B 都成为 C 公司的股东，共同控制 C 公司。
参与集中的经营者	A1 公司 B1 公司	
说明和解释	交易完成后，B 公司不再控制 B1，因此，在计算营业额时： - A1 公司的营业额为 A1 公司及与其有控制和被控制关系的所有公司(包括 A 公司)营业额之和； - B1 公司的营业额为 B1 公司及其控制的所有公司(不包括 B 公司)营业额之和。	交易完成后，B 公司仍然参与控制 B1，因此，在计算营业额时： - A1 公司的营业额为 A1 公司及与其有控制和被控制关系的所有公司(包括 A 公司)营业额之和； - B1 公司的营业额为 B1 公司及其有控制和被控制关系的所有公司(包括 B 公司)营业额之和。

二、实例分析

「独占禁止法」第 20 条の規定²および前述の判断方法と原則を踏まえ、実務取扱においてどのように「集中に参加する事業者」に該当するかどうかを判断することについて、以下の通り例を挙げて説明する。

集中的状況	事業者の統合	
	吸収合併 (A 社の子会社である A1 が B 社の子会社である B1 を吸収合併する)	新設合併 (A 社の子会社である A1 と B 社の子会社である B1 が新設合併を行い、合併により C 社を設立する)
取引に参加する事業者	A 社 B 社	
取引完了後の支配権の変更	A 社が単独 A1 社を支配する。	A 社と B 社はいずれも C 社の株主になり、共に C 社を支配する。
集中に参加する事業者	A1 社 B1 社	
説明と解釈	取引完了後、B 社は B1 を支配しなくなるため、売上高を計算する際に、以下の通り取り扱う。 - A1 社の売上高は、A1 社および A1 社との間において支配関係または被支配関係がある全ての会社(A 社を含む)の売上高の合計額である。 - B1 社の売上高は、B1 社および B1 社が支配している全ての会社(B 社を含まな	取引完了後、B 社は依然として B1 社に対する支配に参加しているため、売上高を計算する際に、以下の通り取り扱う。 - A1 社の売上高は、A1 社および A1 社との間において支配関係または被支配関係がある全ての会社(A 社を含む)の売上高の合計額である。 - B1 社の売上高は、B1 社および B1 社との間において支配関係または被支配関係がある全

² 《反垄断法》第二十条 经营者集中是指下列情形：

- (一) 经营者合并；
- (二) 经营者通过取得股权或者资产的方式取得对其他经营者的控制权；
- (三) 经营者通过合同等方式取得对其他经营者的控制权或者能够对其他经营者施加决定性影响。

² 「独占禁止法」第 20 条 「事業者集中」とは次の状況をいう。

- (一) 事業者の統合。
- (二) 事業者が持分または資産を取得するという方式を通じてその他の事業者に対する支配権を取得すること。
- (三) 事業者が契約などの方式を通じてその他の事業者に対する支配権を取得しまたはその他の事業者に対する決定的な影響を与えることができること。

--	--	--

	い)の売上高の合計額である。	ての会社(B社を含む)の売上高の合計額である。
--	----------------	-------------------------

集中的 情形	通过取得股权的方式取得对其他经营者的控制权		
	A 公司收购 B 公司的全资子公司 C 的股权, 从而取得对 C 公司的单独控制权。	A 公司和 B 公司收购 C 公司的全资子公司 D 的股权。交易完成后, A、B 公司共同控制 D 公司。	A 公司从 B 公司手中购买其全资子公司 C 的部分股权。交易完成后, A、B 公司共同控制 C 公司。
参与交易的经营者	A 公司 B 公司	A、B 两家公司 (作为买方) C 公司(作为卖方)	A 公司 B 公司
交易完成后控制权变化	A 公司单独控制 C 公司。	交易完成后 A、B 公司共同控制 D 公司, C 公司退出。	交易完成后, A、B 公司共同控制 C 公司。
参与集中的经营者	A 公司 C 公司	A 公司 B 公司 D 公司	A 公司 C 公司
说明和解释	交易完成后, B 公司与 A、C 公司不再具有法律上的关联关系, B 公司不属于参与集中的经营者。	交易完成后, A、B、D 公司市场力量发生联合, C 公司市场力量并未与 A、B、D 市场力量相联合, 且与 D 公司不再具有法律上的关联关系, 故 C 公司不属于参与集中的经营者。	B 公司和 C 公司不能同时作为参与集中的经营者。交易前 B 公司单独控制 C 公司, B 公司和 C 公司属于具有控制和被控制关系的公司。在竞争法概念上, B、C 公司被视作一个单一的经济实体(经营者)。交易后 A 公司与 B 公司共同控制 C 公司, B 公司和 C 公司由单独控制关系变为共同控制关系。实际上是在 B、C 公司联合体的市

集中的 状况	持分を取得するという方式を通じてその他の事業者に対する支配権を取得する		
	A 社が B 社の 100% 出資子会社である C 社の持分を買取することにより, C 社に対する单独支配権を取得する。	A 社と B 社は, C 社の 100% 出資子会社である D 社の持分を買取する。取引完了後, A 社および B 社は, 共に D 社を支配する。	A 社は, B 社からその 100% 出資子会社である C 社の持分の一部を買取する。取引完了後, A 社と B 社はともに C 社を支配する。
取引に参加する事業者	A 社 B 社	A 社と B 社 (買取側) C 社(売却側)	A 社 B 社
取引完了後の支配権の変更	A 社が単独で C 社を支配する。	取引完了後は, A 社と B 社はともに D 社を支配し, C 社が撤退する。	取引完了後, A 社と B 社は, ともに C 社を支配する。
集中に参加する事業者	A 社 C 社	A 社 B 社 D 社	A 社 C 社
説明と解釈	取引完了後, B 社と A 社、C 社の間において、法律上の関連会社の関係がなくなり, B 社は、集中に参加する事業者には該当しない。	取引完了後, A 社、B 社、D 社の市場影響力の結合が発生するが, C 社の市場影響力は A 社、B 社、D 社の市場影響力との結合が発生しておらず, 且つ D 社との法律上の関連会社関係がなくなるため, C 社は、集中に参加	B 社と C 社は同時に「集中に参加する事業者」とすることはできない。取引前, B 社は単独で C 社を支配し, B 社と C 社は、支配と被支配関係のある会社に該当する。競争法から見れば, B 社、C 社は、単一経済实体(事業者)とみなす。取引後, A 社と B 社は, 共に C 社を支配する。B 社と C 社の関係は、単独支配関係から共同支配関係になる。実際は, B 社と C 社の結合

			<p>場力量与A公司市场力量进行了联合。</p> <p>而在交易中，A公司取得对C公司的共同控制权，直接的市场力量叠加发生在A公司和C公司之间。也就是说集中直接发生在A公司和C公司之间。C公司应当为参与集中的经营者。B公司作为与C公司有控制关系的公司，与C公司一并作为集中的一方经营者，营业额纳入C公司。</p>
--	--	--	--

		<p>する事業者に該当しない。</p>	<p>体の市場影響力はA社の市場影響力と結合した。取引において、A社はC社に対する共同支配権を取得し、A社とC社の間において、市場影響力の統合が直接に生じる。即ち、A社とC社の間において、集中が直接に発生するわけである。よって、C社は集中に参加する事業者を構成する。B社は、C社と支配関係のある会社として、C社とともに集中における事業者の一方とし、その売上高はC社に計上される。</p>
--	--	---------------------	---

集中的情形	通过取得资产的方式取得对其他经营者的控制权
	A公司购买B公司的C资产。交易完成后，A公司取得C资产的所有权，C资产并入A公司，据此，参与集中的经营者分别是：A公司和C资产。
参与交易的经营者	A公司 B公司
交易完成后控制权变化	交易完成后，A公司取得C资产的所有权，C资产并入A公司。
参与集中的经营者	A公司 B公司
说明和解释	交易的实质是：A公司与C资产的市场力量发生了联合。 交易完成后，B公司丧失对C资产的所有权，B公司与A公司和C资产再没有法律上的关联关系。因此，在计算营业额时，对于B公司，应当只计算交易涉及B公司运营C资产所产生的营业额。

集中的状況	資産を取得する方式を通じてその他の事業者に対する支配権を取得する
	A社がB社の保有しているC資産を買取る。取引完了後、A社がC資産の所有権を取得し、C資産がA社に組入れられる。従って、集中に参加する事業者は、それぞれA社とC資産である。
取引に参加する事業者	A社 B社
取引完了後の支配権の変更	取引完了後、A社がC資産の所有権を取得し、C資産がA社に組入れられる。
集中に参加する事業者	A社 B社
説明と解釈	取引の实质は、A社とC資産の市場影響力が結合したことである。 取引完了後、B社はC資産に対する所有権を喪失し、B社とA社、C資産の間において、法律上の関連性がなくなる。よって、売上高を計算する際に、B社については、B社がC資産を運営することにより生じた売上高のみを計算するものとする。

集中的情形	组建合营企业
	A公司和B公司新组建C公司并对C公司共同控制。
参与交易的经营者	A公司 B公司
交易完成后控制	A公司和B公司共同控制C公司。

集中的状況	合併企業の設立
	A社とB社はC社を新設し、且つ共同でC社を支配する。
取引に参加する事業者	A社 B社
取引完了後の	A社とB社は共同でC社を支配する。

制权变化	
参与集中的经营者	A 公司 B 公司
说明和解释	A 公司与 B 公司取得新设立的合营企业的共同控制权，通过合营企业实现了 A 公司和 B 公司市场力量的联合。 备注：《反垄断法》第 20 条规定经营者集中的第三种情形是：经营者通过合同等方式取得对其他经营者的控制权或者能够对其他经营者施加决定性影响。 ——实践中，通常将组建合营企业作为此规定的典型情形。

最后，需要说明的是，由于中国没有反垄断的法律传统。反垄断立法、执法、司法经验均不足。因此，在目前以及将来，包括经营者集中申报、审查制度在内的各项反垄断法律制度将会不断完善。本文仅根据相关实务操作经验以及与商务部反垄断局进行沟通了解的信息进行总结，不排除将来新的法令或者法律解释出台后需要对上述观点进行调整的可能性。律师将进一步关注中国的相关立法和执法动态，以便及时进行调整。

（里兆律师事务所 2012 年 11 月 09 日整理编写）

支配权变更	
集中に参加する事業者	A 社 B 社
説明と解釈	A 社と B 社は、新設された合弁企業に対する共同支配権を取得し、合弁企業を通じて A 社と B 社の市場影響力の結合を実現する。 備考：「独占禁止法」第 20 条に定める事業者集中の(三)の状況は以下の通りである。事業者が契約などの方式を通じてその他の事業者に対する支配権を取得またはその他の事業者に対する決定的な影響を与えることができること。 ——実践において、通常、合弁企業の設立を当該規定の代表的な状況とみなす。

最後に、中国では、独占禁止分野での法的な歴史がまだ浅いため、独占禁止に関する立法、法律執行および司法の経験はいずれも充分ではないことに注意したい。従って、現在および今後、事業者集中申告、審査制度を含む独占禁止に関する諸法律制度は整備されていくものと思われる。本文は、あくまでもかかる実務取扱経験および商务部独占禁止局との確認により把握した情報を踏まえてまとめたものであり、今後、新しい法令または法律解釈が公布されるにともない、上記の見解に対して調整を行う必要がある可能性も否定できない。筆者は引き続き中国のかかる立法および法律執行の動向に注目し、その都度迅速な調整を行うようにしたい。

（里兆法律事務所が 2012 年 11 月 9 日付で作成）